

## 新城市プレミアム付商品券 取扱店募集要項

### 1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症が市民や市内事業所に与えている影響に対し支援することを目的として実施する「プレミアム付商品券事業」において、商品券の取扱店を募集します。

### 2. 応募資格・条件

新城市内において事業を営み、かつ店舗を有する事業所。

ただし、下記に規定する事業所は対象外とする。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等、暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの。
- ・風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの、又はこれに類するもの。
- ・法令又は公序良俗に反するもの。

### 3. 申込方法

「取扱店登録申請書」の必要事項に記入し、市または商工会へ郵送またはFAXにて提出してください。

※複数の店舗がある場合は、各店舗単位で登録が必要となる。なお、取扱店登録料は無料とする。

### 4. 申込期限

令和2年7月20日（月）まで

申込期限内に「取扱店登録申請書」を提出し、申込手続きを完了した事業所は、商品券購入者に配布するチラシに掲載する。なお、申込期限以降にも「取扱店登録申請書」を受け付けますが、当初作成するチラシ等への掲載は行えません。

### 5. 商品券の概要

- ① 商品券の発行総額は、最大2億1千万円とする。
- ② 商品券は、額面1,000円券の10枚の1万円分を1セットとし、5,000円で販売、又は配布する。
- ③ 取扱店は、商品券を持参した消費者に対し、令和3年2月28日（日）までに、額面記載額に相当する物品（販売できない品目を除く）の販売又は役務の提供（以下「取引」という）を行う。
- ④ つり銭額は出さないものとする。
- ⑤ いかなる理由があろうとも、有効期限後の商品券の使用はできない。
- ⑥ 商品券の使用対象外となる物品又は役務は以下のものとする。
  1. 不動産・金融商品の購入等、明らかな資産形成で、商品の下支えとは言い難い出資
  2. 債務の支払い
  3. 有価証券、切手、印紙、ギフト券、図書券、各種金券、プリペイドカード等、換金性の高いもの
  4. たばこ、宝くじの購入
  5. 風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
  6. 税金や保険料の支払い等
  7. 電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、NHK受信料などの公共料金

### 6. 商品券の換金

(ア) 取扱店の換金手数料は無料とする。

(イ) 換金は、1ヶ月に1回（予定）に指定金融機関にて銀行振り込みとする。

(ウ) 換金請求は、令和3年3月31日（水）までの期間とする。この期間を過ぎたものは、いかなる理由があろうとも換金に応じないものとする。

(エ) 市及び商工会での換金手続きは一切行わないものとする。